



国海安 第170号の2
平成21年 1月16日

社団法人 日本船用工業会
専務理事 山下 暁 殿

国土交通省海事局安全基準課長

秋田



改正 JIS 溶接材料（被覆アーク溶接用材料）の取扱いについて

今般、軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用溶接材料（被覆アーク溶接用材料）の JIS 改正を受けまして、現在、溶接材料に関する「船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示」（平成十年七月二日運輸省告示第三百四十号）別表第4（第2条関係）及び「液化ガスばら積み船の貨物タンク等の技術基準を定める告示」（昭和六十一年六月二十七日運輸省告示第二百九十八号）第九条の改正作業を進めています。

当該告示はパブリックコメントを行った後改正する予定ですが、改正後の JIS（以下「改正 JIS」という。）の溶接材料は当該告示改正前であっても流通する可能性があります。このため告示改正までの間は下記のとおり取扱うこととしましたので、よろしく取り計らい願います。

記

- (1) 「船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示」別表第4（第2条関係）について、改正 JIS の JIS Z 3211(2008)「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」を、現行告示の JIS Z 3211(1991)「軟鋼用被覆アーク溶接棒」及び JIS Z 3212(1990)「高張力鋼用被覆アーク溶接棒」の「同等以上の溶接材料」として取扱う（詳細は別添新旧対応表による）。
- (2) 「液化ガスばら積み船の貨物タンク等の技術基準を定める告示」第9条について、改正 JIS の「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒」を、現行告示の「軟鋼用被覆アーク溶接棒」及び「低温用鋼用被覆アーク溶接棒」の「同等以上の材質」として取扱う。



【新旧対応表】

別表第4 (第2条関係)

溶接方法	母材の種類	溶接材料の種類			
		改正案	現 行		
被覆アーク溶接	MA、MB 及び MD	JIS Z 3211(2008) 0°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上 ^{注1)}	E4319 ←	JIS Z 3211(1991) 0°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上	D4301
			E4316 ^{注2)} ←		D4316
			E4318 ^{注2)} ←		D4326
			E4328 ^{注2)} ←		D4303
			E4303 ←		D4311
			E4310 ←		
			E4311 ←		
			E4327 ←		D4327
			E4340 ←		D4340
	ME	上に掲げる溶接棒であって-20°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上 ^{注1)}	JIS Z 3211(1991) (D4313 及び D4324 を除く) -20°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上		
被覆アーク溶接	HA32、HA36、HD32 及び HD36	JIS Z 3211(2008) 0°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上 ^{注1)}	E4919 ←	JIS Z 3212(1990)	D5001
			E4903 ←		D5003
			E4915 ^{注2)} ←		D5016
			E4916 ^{注2)} ←		
			E4918 ^{注2)} ←		
			E4948 ^{注2)} ←		
			E4928 ^{注2)} ←		D5026
	HE32 及び HE36	上に掲げる溶接棒であって-20°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上 ^{注1)}	上に掲げる溶接棒であって-20°Cのときシャルピー衝撃試験における吸収エネルギーが 47J 以上		

注1) 軟鋼及び高張力鋼被覆アーク溶接棒の衝撃試験は、日本工業規格 Z3211(2008)「軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼被覆アーク溶接棒」の「6.

2 溶着金属の引張試験及び衝撃試験」に定めるところによる。

注2) 高張力鋼相互を溶接する場合又は高張力鋼と軟鋼とを溶接する場合には、管海官庁の承認を得た場合を除き、被覆アーク溶接棒は低水素系のもの（溶着金属の水素量が溶着金属 100g 当たり 15ml 以下のものをいう。）を用いなければならない。